

平成30年度シート

<p>分担金・ 拠出金名</p>	<p>国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）拠出金</p>	<p>種別</p>	<p>任意拠出金</p>	<p>30年度 予算額</p>	<p>188,133千円</p>	<p>総合評価</p>	<p>B</p>
<p>拠出先 国際機関名</p>	<p>国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）</p>						
<p>国際機関等 の概要及び 成果目標</p>	<p>（1）設立経緯等・目的：UNRWAは1948年のイスラエル独立に伴う第一次中東戦争（パレスチナ戦争）の結果発生したパレスチナ難民の救済を目的として、1949年12月に設立。本部はガザ（パレスチナ）とアンマン（ヨルダン）に所在。ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸地区及びガザ地区に居住するパレスチナ難民に対し、保健・医療、教育等の救済事業を実施している。</p>						
<p>（2）拠出の概要及び成果目標</p>	<p>：本件拠出金は、UNRWAの保健事業、教育事業等に充てられ、UNRWAに登録されているパレスチナ難民への支援を達成し、これにより当該地域の安定性確保を図ることを目標とする。</p>						
<p>1 専門分野 における活 動の成果・影 響力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・UNRWAは、パレスチナ難民への人道・開発支援を直接提供する特殊な国際機関として、2016-2021年の中期計画に基づきパレスチナ難民について、人権保護、健康な生活の確保、子どもの平等な教育へのアクセスの確保、生活支援・生計向上支援、基本的生活ニーズの確保に係る住環境改善支援を実施している。 ・UNRWAは、2017年、パレスチナ難民の約53万人の子どもたちに対する教育機会の提供（2016年、約50万人）、パレスチナ難民に対する約830万回の保険診療の実施（同年、約800万回）、生活に困窮するパレスチナ難民約25.5万人に対する食糧援助等の社会救済サービスの提供（同年、約25万人）、パレスチナ難民の若者約7,700人への職業訓練の機会の提供（同年、約7,000人）等を実施した。また緊急事態下にあるシリア周辺、ガザのパレスチナ難民約143万人に対する緊急人道支援を提供した（同年、約140万人）。 ・UNRWAの活動は、全て持続可能な開発目標（SDGs）の方向性に合致した形で実施されている。 ・UNRWAは、定期的にドナーに対してその活動状況を周知している。また、広報キャンペーンの実施や、パレスチナ難民の生活を綴った現地（ガザ）報告書の発行等を通じ、パレスチナ難民問題の啓発等広報活動を積極的に実施している。日本においてはUNRWA事務局長訪日の際にメディアによるインタビューを設定するなど、その事業に係る啓発活動・広報に努めている。 ・緊急事態下での教育サービスの提供に関しては、UNRWAは、過去70年の経験を活かし、国連児童基金（UNICEF）や国連教育科学文化機関（UNESCO）等とも連携し、国際会議等での知見の共有を積極的に行っている。また、難民の生活習慣病等の改善に関する取組は、他の難民支援にも有効な経験として、世界保健機関（WHO）総会を含めた各種国際会議等でその取組と成功を積極的に発信している。このように、教育、保健、緊急人道支援等を実施する他の国連機関と緊密な連携を行い、支援の効率性と質の向上に取り組んでいる。 ・2017年には、シリアでの事業において、保健分野での戦略的な決定を行うために求められる広範なデータ分析、モニタリング、評価等の取組を支援するため、WHOを始めとする国連機関との間でのパートナーシップ構築、情報共有、定期的会合の開催等を実施した。 ・UNRWAの事務局長の毎年の訪日の機会（直近では2018年1月、事務局長が訪日し、外務大臣を含む日本側の政務レベル等との意見交換を実施した。）及び戦略対話（年1回程度、対パレスチナ日本政府代表事務所長とUNRWA幹部間で行う。）において意見交換を行っているほか、UNRWA事務局長と対パレスチナ日本政府代表事務所長との間でも不定期に意見交換を実施している。これらの機会を通じて、拠出国拡大への取組や民間企業との連携等、日本側の意見をUNRWAの活動に反映させている。 						
<p>2 組織・財 政マネジメ ント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：国連会計検査委員会（Board of Auditors, BOA）、報告・提出月：2017年6月、結果及び対応：特段の指摘事項なし。 ・内部監査 対象年度：2016年、実施主体：UNRWA内の独立監査・調査室及び国連内部監査部（Office of Internal Oversight Services, OIOS）、報告・提出月：2017年6月、結果及び対応：特段の指摘事項なし。 ・財政状況の報告 報告・提出月：2017年6月（2016年） ・UNRWAは、例年6月頃に事業の年次報告書とともに財政報告を公表している。また、毎年夏頃に国連総会への会計報告を行っている。 ・これに加え、UNRWAは、拠出国に対し、年2回の諮問委員会（国連総会決議により設置された予算審議を監督するUNRWAの管理・運営を担当する委員会）においても、財政 						

	<p>報告を行っている。直近では、2017年11月に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、2016年同様、2017年も財政赤字に直面したものの、諮問委員会の勧告・アドバイス等を得つつ、事業見直し及び関係各国への戦略的な働きかけを行い、最終的にギャップを可能な限り最小化することに成功した。 ・国際機関評価ネットワーク（MOPAN）の2017-2018年の評価対象となっており、今後、MOPANによる外部評価が行われる予定。 ・UNRWA 事務局長訪日の際の、外務大臣を含む日本側の政務レベル等との意見交換や戦略対話等の機会及びUNRWA 諮問委員会において、UNRWA のコスト効率化等につながる組織・財政マネジメントの改善を働きかけており、UNRWA は優先事業の絞り込みや予算の効率化を図っている。 						
<p>3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・UNRWA は、パレスチナ（ガザ及びヨルダン地区西岸）、ヨルダン、シリア、レバノンでパレスチナ難民向けの人道・開発支援活動を実施しており、日本の重要外交課題である人間の安全保障の現場レベルでの実践に大きく貢献している。 ・UNRWA は、ヨルダン、シリア、ヨルダン川西岸地域及びガザ地域などアクセス困難な地域を含む地域で活動を実施しており、二国間支援と補完しあうことで、包括的・効率的なパレスチナ難民支援を実施している。 ・年1回程度の戦略的対話、UNRWA 事務局長訪日の際などに行う定期的なハイレベルでの意見交換、UNRWA 幹部と対パレスチナ日本政府代表事務所長との間での不定期の意見交換において、日本人職員の増強や広報の強化といった日本の優先事項や意向をUNRWA に伝えており、日本からの拠出を通じて実施されるUNRWA の支援事業はそれらの意見も踏まえて形成・実施されている。 ・UNRWA 事務局長は、毎年秋頃に訪日している。直近では2018年1月に訪日し、外務大臣を含む日本側の政務レベル等との意見交換を実施した。 ・UNRWA は、JICA や日本のNGO が実施する開発協力との連動性・連携を高めるべく、JICA から渉外広報局に派遣されている職員を中心に、計画段階（Plan）からJICA や日本のNGO と積極的に意見交換を行っている。これにより、現在複数の案件において、密接な連携が確保されており、日本の支援の相乗効果の発現に寄与している。 						
<p>4 日本人職員・ポストの状況等</p>	<p>加盟国等の数</p> <p>193 (国連加盟数と同数)</p>	<p>全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)</p> <p>178</p>	<p>うち、 日本人職員数</p> <p>4</p>	<p>うち、 日本人幹部職員数</p> <p>1</p>	<p>日本人職員の比率 (2017年12月末時点)</p> <p>2.3%</p>	<p>日本人職員数 (前年同時期)</p> <p>4</p>	<p>日本人幹部職員数 (前年同時期)</p> <p>1</p>
	<p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人職員がUNRWA の優先分野である保健部門のトップ（D2）を務めている。 ・UNRWA は日本人職員増強を強く希望しており、国際機関人事センターとの関係構築、JPO 派遣職員の訪日時の人事セミナーへの参加可能性を探るなど、日本人職員増強に向けて日本に積極的に協力している。 						
<p>5 PDCA サイクルの確保等</p>	<p>PLAN</p>	<p>事務局長が次年度予算案を策定・承認。日本の外交政策に照らし、拠出対象案件の選定。</p>					
	<p>DO</p>	<p>任意拠出金の拠出。ビジビリティの確保・広報に留意しつつ、諮問委員会、不定期協議やドナー視察等を通じて案件実施をモニタリング。</p>					
	<p>CHECK</p>	<p>最終報告書、外部監査及び内部監査により達成状況等を確認。</p>					
	<p>ACT</p>	<p>外部監査・内部監査の結果も踏まえ、UNRWA 事務局長との協議、年1回程度の戦略的対話や諮問委員会、その他の不定期協議やドナー視察等の場を通じ、問題があれば指摘しつつ、政策調整を行う。</p>					
	<ul style="list-style-type: none"> ・本件拠出金は、プログラム事業に充てられており、日本の拠出金が特定される形での財政報告は行われていない。なお、年間事業の最終報告及び財政報告は例年6月頃に年間活動報告書として公表される。 ・毎年来日するUNRWA 事務局長との協議、年1回程度の戦略的対話、UNRWA 事務局長と対パレスチナ日本政府代表事務所長間の意見交換等の機会を通じて、PDCA の更なる改善につき協議を行っている。 						

担当課室名

緊急・人道支援課